

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の扶養手当の支給に関する規則

平成29年5月9日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、職員の扶養手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（別記様式）により、速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として任命権者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(認定)

第3条 任命権者は、職員から前条第1項の届出を受けたときは、その届出に係る扶養親族が第6条第1項に規定する扶養親族のある職員たる要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。

第4条 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- (3) 心身に著しい障害がある者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

第5条 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

第6条 任命権者は、前3条の認定を行うにあたって必要と認めるときは、扶養事実を証明するに足りる証拠書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第7条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が当該要件を欠くに至った日（任命権者が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で任命権者が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第2条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（支給方法）

第8条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに扶養手当に係る事実を確認することができない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 （略）

（令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え）

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第1条中「湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下「条例」とあるのは「湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号）附則第4項の規定により読み替えて適用される条例（以下「附則第4項の規定による読替え後の給与条例」と、第2条第1項、第3条及び第7条第1項中「条例」とあるのは「附則第4項の規定による読替え後の給与条例」とする。

別記様式(第2条関係)

扶 養 親 族 届				年 月 日提出					
任命権者		所 属 課 名							
		様	職名		氏名				
次のとおり届け出ます(証明書 通添付)									
扶養親族の氏名	続柄	生 年 月 日	同居 別居	の別	年 収 額 (職業)	異 動 年 月 日	届 出 の 事 由	支 給 年 月	
								年 月 {から まで} 支給	
								年 月 {から まで} 支給	
								年 月 {から まで} 支給	
								年 月 {から まで} 支給	
								年 月 {から まで} 支給	
上記のとおり認定する。 年 月 日 湯河原町真鶴町衛生組合長					決 裁	管理課長	係長	係員	合議
(注) 1 年収額欄には、勤労所得のほか資産所得、事業所得等の所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入する。 2 異動年月日欄には、扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれの事実が生じた日を記入する。 3 届出の事由欄には扶養手当を受ける事実の生じた事由(たとえば婚姻、出生、満60歳以上等)又は、扶養手当の支給を受ける事実の無くなった事由(たとえば満22歳以上、離婚、死亡等)をそれぞれ記入する。									